

土壌汚染状況調査

Q11

3,000 m²以上の土地の形質の変更を計画していますが、調査命令が出されるか心配です。予め知る方法はありませんか？

工事に着手する直前あるいは工事に着手した後に調査命令が出ると開発スケジュール全体への支障が出るので、開発事業者としては予め調査命令が出される土地であるか否か、すなわち都道府県知事が汚染のおそれの判断基準に該当する土地であると認識しているか否かについて把握しておきたいところです。4条調査の調査命令などが以下に示すような運用状況にあるため、3,000 m²以上の土地の形質の変更が計画されている場合には、信頼できる調査機関による精緻なフェーズ I 調査を通じて対象地の土地利用履歴を把握した上で、自治体の環境部署と試料採取等の必要性について早めに協議を行っておくことが有効であると考えます。

- ・ 法改正の際の施行通知で、土地の形質の変更を使用とする者からの照会に対しては、特定有害物質による汚染の状況に関する情報を提供することが望ましいとされていますが、照会に応じてくれる自治体は非常に少ない。多くの自治体で照会に対応するための情報の蓄積・整理が進んでいないようである。
- ・ 4条1項の土地の形質の変更の届出を出す際にも、開発事業者が届出を行う土地の土地利用履歴に関する資料や過去に行われた土壌汚染調査報告書を提出するよう要望し、開発事業者が提出した情報から「汚染のおそれの判断基準」(Q9参照)への該当性を判断する自治体が少なくない。
- ・ 「汚染のおそれの判断基準」に該当する場合にも、調査命令を出さずに、開発事業者が“任意で”試料採取等を実施し、基準不適合が認められた場合には、14条申請を出すという流れで処理することが増えている(図11-1参照)。

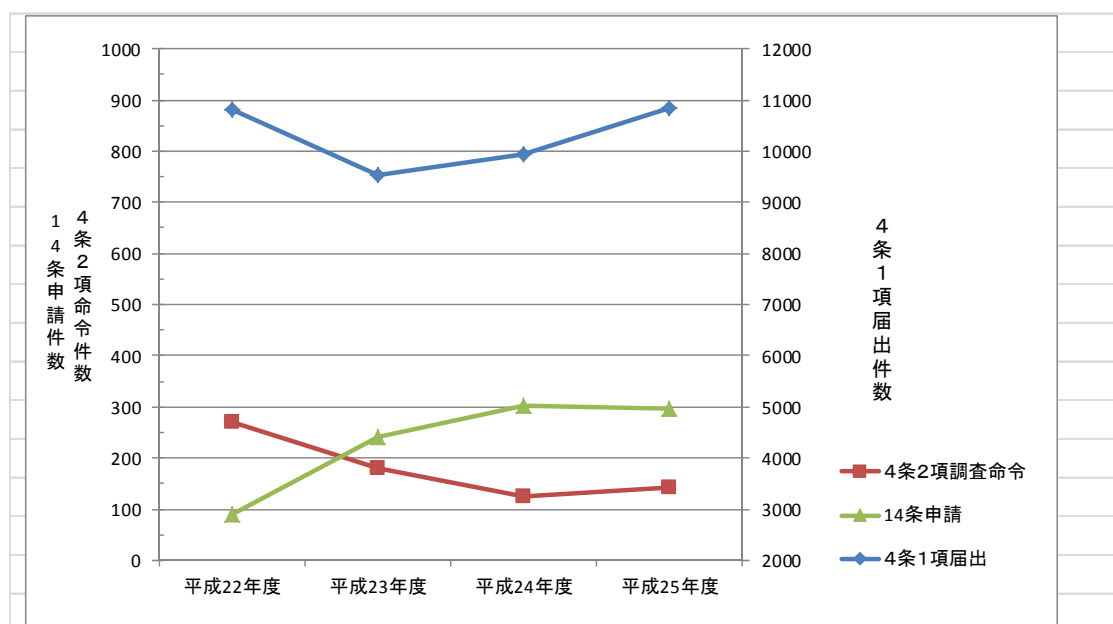


図11-1 改正後の4条調査の調査命令数と14条申請件数の推移